

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

平成23年9月1日施行

平成27年4月1日改正

平成28年6月1日改正

平成31年4月1日施行

令和7年1月1日施行

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸・鶴ヶ島消防組合建設工事標準請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の常駐義務の緩和」に関する取扱いについて、坂戸・鶴ヶ島消防組合建設工事標準請負契約約款運用指針の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼動していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- (2) 完成又は完了検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 工事等の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (5) 建設工事に係る調査・測量業務であって、現場調査又は現場作業（資機材等の搬入・搬出する期間を含む）を行わない期間

2 個々の工事における常駐を要しない期間は、設計図書又は打合せ記録等の書面により明示することとする。

(常駐を緩和することのできる工事等)

第3条 次の各号に掲げる工事等については、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難ではないものとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができる。

- (1) 主任技術者を専任で配置する必要のない工事（建設業法第26条第3項に該当しない工事）
- (2) 国土交通省の作成する「監理技術者制度運用マニュアル」により主任技術者の兼務を認める工事
- (3) 建設工事に係る調査・測量業務
(兼務を認める対象工事等)

第4条 前条各号に掲げる工事等のうち、次の各号に掲げる条件を満たす2つの工事等については1人の者が双方の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないとは判断した場合は、兼務を認めないものとする。

- (1) 本組合、坂戸市、鶴ヶ島市及び坂戸市、鶴ヶ島市を構成員とする本組合を除く一部事務組合、埼玉県、川越市、東松山市、日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町、又は川島町発注工事等で同組合、同県又は同市町所管内の施工場所であるもの
 - (2) 施工現場の相互の距離が10km程度の近接した場所であるもの（ただし、常駐を要しない期間における兼務は、施工現場間の距離は問わない。）
 - (3) 兼務する工事等の発注者の承諾が得られているもの
- 2 同一敷地内における関連工事又は隣接する現場の関連工事については現場代理人等を兼務することができるものとする。ただし、この場合には前項の規定は適用しないこととする。

（兼務を認める条件）

第5条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること
- (2) 必ずいずれかの工事に常駐していること
- (3) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと

（兼務を認める対象工事の明示）

第6条 第4条の兼務を認める対象工事等を適用する場合には、入札公告又は指名通知書に記載することとする。

（兼務の手続き）

第7条 兼務する工事等の発注者が本組合以外の場合は、受注者から常駐規定緩和に係る照会兼回答書を契約の締結前に提出させ、兼務する工事等の発注者の承諾を得ていることを確認することとする。

- 2 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、「現場代理人の兼務届」（様式第1号）を各工事等担当課へ提出することとする。
- 3 工事等担当課は、前項の「現場代理人等の兼務届」を受領後当該書類の写しを速やかに総務課に送付する。

（施工管理に関する取扱い）

第8条 受注者は、兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、施工現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。

附 則

この要領は、平成23年9月1日以降に入札公告若しくは指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に入札公告若しくは指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日以降に入札公告若しくは指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日以降に入札公告若しくは指名通知を行う工事から適用する。